

生	01	02	5年
(令和11年3月末まで保存)			

生 企 第 3 4 0 号
(生 保 、 捜 二)
令 和 6 年 3 月 1 日

生活安全企画課長
生活保安課長
捜査第二課長
各警察署長
殿

生活安全部長

虚偽の養子縁組の届出防止に向けた法務局等との連携について

縁組意思のない養子縁組（以下「虚偽の養子縁組」という。）の届出に対しては、法務省民事局民事第一課長から警察庁生活安全企画課長宛ての別添依頼文書を受け、法務局、地方法務局又はそれらの支局（以下「法務局等」という。）からなされる協力要請や情報提供を受けて対応しているところであるが、特殊詐欺を始めとする多種多様な犯罪の敢行を助長することに繋がるおそれのある虚偽の養子縁組の届出を防止するため、引き続き、法務局等と緊密な連携を図られたい。

記

1 法務省通達の内容

(1) 市区町村長による照会

市区町村長は、短期間に成年同士の養子縁組を繰り返し行っている者が届出人であるなど、虚偽の養子縁組であると疑われる届出については、その受理又は不受理につき、法務局等の長に照会する。

(2) 法務局等の長による調査及び指示

法務局等の長は、届出人に対し、出頭を求めて事情聴取を行い、必要な資料があるときは当該資料を求めるなどの調査を行うほか、必要に応じ、証人・使用者等に対しても、届出人に対する調査に準じた調査を行うなどして、縁組意思の有無について十分に調査した上、市区町村長に対し、受理又は不受理の指示を行う。

(3) 警察との連携

法務局等の長は、(2)の調査の際、届出人、証人・使用者等による暴力行為等により職員に危害が加えられるおそれがあると認められる場合、警察に協力を求める。また、法務局等の長は、市区町村長に対して受理又は不受理の指示を

行った後、必要に応じ、警察に対し、当該調査に係る情報を提供する。

2 法務局等との連携

(1) 連携窓口となる担当所属

虚偽の養子縁組の届出により戸籍に不実の記載がなされることを防止することは、銀行口座や携帯電話等の不正取得の元を絶ち、多種多様な犯罪発生の抑止に繋がるという観点から、本件連携に係る窓口は生活安全企画課犯罪抑止対策係とする。

(2) 上記(1)連携窓口の役割

ア 協力要請への対応

(ア) 上記1(2)の調査の際、届出人、証人・使者等による暴力行為等により、その職員に危害が加えられるおそれがあると認められるとして協力要請があった場合、上記連携窓口担当係は、当該届出人、証人・使者等の人定事項、事情聴取が行われる日時・場所等を法務局等から聴取の上、これらの情報を生活保安課、捜査第二課等の関係各課に提供すること。

(イ) 関係各課において、例えば、当該届出人、証人・使者等が、現に生活保安課や捜査第二課において捜査中の事件の関係者や暴力団員であることが判明した場合等、自ら対応することが適当であると判断した場合は、連携窓口担当係から引き継いで法務局等からの協力要請に対応すること。

(ウ) 上記(イ)以外の場合、連携窓口担当係においては、事情聴取が行われる法務局等を管轄する警察署に引き継ぎ、事情聴取の日時における当該法務局等からの協力要請への対応が円滑に行われるようにすること。

イ 情報提供の受理

連携窓口担当係は、法務局等からの上記1(2)に係る情報を受理した場合、生活保安課、捜査第二課等の関係各課に提供すること。関係各課において、当該情報が自らの所掌に関係するものであれば、その所掌に応じ、公正証書等原本不実記載を始めとする各種事案を念頭に置いた捜査等の端緒として活用すること。

担当：生活安全企画課犯罪抑止対策係



法務省民一第3206号

平成22年12月27日

警察庁生活安全局生活安全企画課長 殿

法務省民事局民事第一課長



縁組意思のない養子縁組の届出に関する取扱いについて（依頼）

平素から、戸籍行政を始めとする当課の行政に対して御理解と御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の取扱いについて、別紙のとおり、法務局及び地方法務局に対して通達を発出しました。

つきましては、本件通達の趣旨を御理解の上、法務局、地方法務局又はそれらの支局（以下「法務局等」という。）の長が養子縁組の届出に関する調査を行う際に、法務局等の職員に対する関係者の暴力行為等が懸念されるとして、法務局等の長から協力要請があったとき及び法務局等の長から相談窓口の開設依頼があったときは、都道府県警察及び各警察署における対応方について、よろしくお取り計らい願います。

法務省民一第3201号

平成22年12月27日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿

民事局民事第一課長

養子縁組の届出に関する取扱いについて（依命通知）

標記の取扱いについて、本日付け法務省民一第3200号をもって民事局長通達（以下「本件通達」という。）が発出されたところですが、その運用に当たっては、下記の点に留意するよう貴管下支局長及び管内市区町村長に周知方取り計らわれるよう通知します。

記

第1 本件通達の趣旨

本件通達は、近年、親子関係を創設するという養子縁組制度本来の目的を逸脱し、氏を変えることを目的として短期間に成年同士の養子縁組を繰り返すなど、縁組意思のない養子縁組（以下「虚偽の養子縁組」という。）の届出がされる事案が発生していることを受けて、その未然防止策として発出されたものである。

したがって、本件通達の趣旨を踏まえ、適切な運用に努めるよう留意されたい。

第2 虚偽の養子縁組であると疑われる届出

1 本件通達1の「虚偽の養子縁組であると疑われる届出」とは、例えば、次のような場合である。

(1) 届出人のいずれかが、届出の前おおむね6か月以内に、養子縁組又は離縁を2回以上行っている場合（ただし、養子縁組又は離縁の当事者が前の養子縁組又は離縁の当事者と同一であるときは、1回として取り扱う。）

(2) 届出人のいずれかが、届出時に、二人以上の者と養子縁組をしている場合

(3) 第3の審査の過程で、届出人のいずれかが、届出時まで、養

子縁組又は離縁を3回以上行っていることが判明した場合（ただし、養子縁組又は離縁の当事者が前の養子縁組又は離縁の当事者と同一であるときは、1回として取り扱う。）

(4) 届出人のいずれかの住民票が、職権により消除されている場合
2 養子縁組の届出がされた市区町村長（以下「届出地市区町村長」という。）は、1の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合であっても、以下のいずれかに該当する届出については、本件通達による取扱いの対象外として差し支えない。

(1) 養子となる者の氏の呼称に変更がないとき。

(2) 養子縁組について家庭裁判所の許可があるとき。

(3) 自己又は配偶者の子を養子とするとき。

(4) その他、届出地市区町村長が、虚偽の養子縁組であるとの疑いがないと判断するとき。

3 届出地市区町村長は、1の(1)から(4)までのいずれにも該当しない場合であっても、以下のいずれかに該当する事情があり、これにその他の事情を考え併せると、虚偽の養子縁組であると疑われる届出については、本件通達による取扱いの対象として差し支えない。

(1) 届出人が、養子縁組の届出とほぼ同時期に、分籍又は転籍の届出をしていること。

(2) 届出人が、氏の変更後の住民基本台帳カード又は戸籍謄抄本の交付請求を必要以上に早急に求めてくること。

(3) 養親と養子との年齢差が、おおむね5歳以下であること。

第3 届出地市区町村長による審査及び照会

1 (1) 届出地市区町村長は、養子縁組の届書に添付された戸籍謄抄本又は当該市区町村に備えられている戸籍若しくは保存されている除籍若しくは改製原戸籍（以下「添付された戸籍謄抄本等」という。）により、届出人の過去2年間における養子縁組又は離縁の履歴が明らかでない場合には、届出人に対し、添付された戸籍謄抄本等の直前の戸籍、除籍又は改製原戸籍の謄本（以下「直前の戸籍等の謄本」という。）の提出を求めるものとする。

(2) 届出地市区町村長は、届出人が直前の戸籍等の謄本の提出に応じない場合には、本籍地市区町村長に対し、直前の戸籍等の謄本の送付を求めるものとする。

(3) 届出地市区町村長は、(1)又は(2)により取得した直前の戸籍等の謄本の審査により、養子縁組の届出に不審な点があると認めた

場合には、更にそれ以前の戸籍等の謄本を取得して審査をするものとする。

- 2 届出地市区町村長は、1の審査の結果、虚偽の養子縁組であると疑われる届出については、管轄の法務局、地方法務局又はそれらの支局長（以下「管轄法務局長等」という。）に対し、当該届出の受理又は不受理につき、照会をするものとする。

第4 管轄法務局長等による調査

- 1 管轄法務局長等は、届出人に対し、出頭を求めて事情聴取を行い、必要な資料があるときは当該資料を求めるなどの調査を行うほか、必要に応じ、証人・使者等に対しても、届出人に対する調査に準じた調査を行うなどして、縁組意思の有無について十分調査をした上、届出地市区町村長に対し、受理又は不受理の指示を行うものとする。
- 2 管轄法務局長等は、1の調査に当たり、届出人、証人・使者等による暴力行為等により職員に危害が加えられるおそれがあると認められる場合には、都道府県警察に協力を求めるとともに、届出地市区町村長に対して受理又は不受理の指示を行った後、必要に応じ、都道府県警察に対し、当該調査に係る情報を提供するものとする。

なお、本件に関しては、警察庁と協議済みであるので、念のため申し添える。

法務省民一第3200号

平成22年12月27日

法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長

養子縁組の届出に関する取扱いについて（通達）

近年、養子縁組制度本来の目的を逸脱し、縁組意思がないまま、氏を変更することを目的とする成年同士の養子縁組の届出がされ、戸籍に不実の記載がされるという事案が発生していることから、今般、縁組意思のない養子縁組（以下「虚偽の養子縁組」という。）の届出により戸籍に不実の記載がされることを未然に防止するための措置として、下記のとおり取り扱うこととしますので、これを了知の上、貴管下支局長及び管内市区町村長に周知方取り計らい願います。

記

- 1 市区町村長は、短期間に成年同士の養子縁組を繰り返し行っている者が届出人となっているなど、虚偽の養子縁組であると疑われる届出については、その受理又は不受理につき、管轄の法務局、地方法務局又はそれらの支局長（以下「管轄法務局長等」という。）に照会をする。
- 2 管轄法務局長等は、1の届出に関し、届出人、証人・使者等の事情聴取を行うなどして、縁組意思の有無について十分調査をした上、市区町村長に対し、受理又は不受理の指示を行う。
- 3 管轄法務局長等は、2の調査を行う際、都道府県警察等に協力を求めるとともに、市区町村長に対して受理又は不受理の指示を行った後、必要に応じ、都道府県警察に対し、当該調査に係る情報を提供する。